

W01938587 号-4

平成 21 年 3 月 16 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 野井伸一  


## 平成 20 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 4) 埋設事業部の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 20 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 4) 埋設事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所	
監査実施日	平成 21 年 2 月 5 日、6 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	<input type="text"/> 、 <input type="text"/>

### 2. 平成 20 年度 第 2 回 定期監査の視点

#### 2.1 第三者監査の背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、平成 19 年度末までに年 2 回の頻度で、及び平成 20 年度の 1 回と合わせ、これまでに計 9 回の定期監査を実施してきた。

この一連の第三者監査では、常に「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

なお、濃縮事業部及び埋設事業部は、改善策に係る水平展開部門という位置づけで、平成 16 年度第 2 回から監査対象になっている。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶものであるが、第三者監査が 4 年目となる平成 19 年度において、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。総合結論は次の通りであった。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。（日本原燃）

■中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。

■上記の状況においては、PDCA 展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

## 2.2 平成 20 年度 第 2 回（通算第 10 回）定期監査の対応方針

上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が（技術的課題の発生等により、当初予定からは遅れているが）設備試験段階から運転（操業）段階へ移行する状況を踏まえて、平成 20 年度第 2 回の定期監査での注力点を表 1 のように設定した。

埋設事業部に対しては、主として注力点②及び③に関する監査を行った。

表 1 平成 20 年度・第 2 回定期監査の注力点と対応方針

注力点	監査の対応方法
①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況	(1) 平成 20 年 7 月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。  (2) 上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。  (3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。  <u>監査基準：</u> 上記(2)の査読結果として設定する。
②品質マネジメントシステム（QM S）視点での運転・保守に係わる対応状況	(1) 先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3 種類程度）の最新版を提供していただく。  (2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。  ■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。 具体的には、事務局と調整する。
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。  <u>監査基準：</u> 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書を選定することとした。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署にて新規制定又は改正された規定類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に説明を求めた。

なお、「現場監査」を組み入れた場合には、監査対象業務に係る規定類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査（現場監査を含む）は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部署に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### 4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。

このたびの監査では必ずしも改善策のみに特化しない場合があるため、監査テーマに応じて監査基準を定めることとし、基本的な考え方を表1に示した。

いずれの場合でも底流にはJEAC 4111-2003を置き、また、一部にLRJの知見を活用した。

### 5. 監査結果の評価表示

監査結果は表2の区分で表示した。特記のない場合は「良好」とみなす。

なお、部門ごとの監査事項が複数あり、総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起した。

表2 監査結果の表示

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## **6. 監査結果**

埋設事業部の監査対象部門に対する監査結果の詳細を添付—1に記載し、監査の日程と出席者を添付—2に示す。

埋設事業部に対する総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### **① 「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」とも観察されない。**

提示を求めた規定類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいざれの部署にも「指摘事項」は観察されず、また、「観察事項」及び「提言事項」も観察されなかつた。

これまでの監査所見でも述べてきたように、ルール／手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると見なせる。

### **② 「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。**

今回の文書監査の時点において、埋設事業部では教育・訓練要領、品質方針管理要領、廃棄物埋設施設 品質保証計画運用要領、不適合管理実施要領などの品質保証活動の上で重要な規定類がタイムリーに改正されている状況を確認した。各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定文書類の制定・改正の実績をPDCA展開のバロメーターにすることができる。その観点から、高いPDCA展開マインドが維持されている証と評価する。

不適合処理に代表されるように、品質システムに不具合が生じた際には、当該事象に対する確認・評価・対策を速やかに実施することが求められる。今回の監査の過程において、顧客(外部の電力会社)に起因した不適合(データ入力ミス)ではあるが、それを当該データを報告書中に使用した自らの不適合と捉え、処置の決定(不適合管理報告書の起票)、遡及状況の把握(顧客への確認・問合せ)、是正処置の実行(監査ガイドラインへの記載等)が速やか、かつ的確に実施されている状況は、PDCA展開が効果的に機能している証であると評価できるものである。

### **③ 「改善策」の自律的展開が実施されている。**

埋設事業部では、「室」部門と再処理事業部に課せられた改善策の理念を受け継いだ自律的活動が継続されている。

その例として、上述の頻繁な関連規定類の改正、トラブル検討会活動等によるトラブルの防止に向けた活動などがある。また、事業部長レビューも「改善策」の取組み当初より変ることなく、有益なレビューが継続・実施されていることを確認してきた。

埋設事業部は、ISO9001の品質マネジメントシステム認証も保有しており、従来から品質システムの維持・向上に対する意識は高いものと理解する。

このような活動が、風化することなく、今後とも継続的に実施されることを期待する。

### **④ これまでのLRJが提起したコメントが前向きに実践・実行されている。**

今回の監査の過程で、これまでにLRJが提起した参考コメントが確実にフォローされ、日常活動に根付いている状況が観察された。

例えば、内部監査における観察／要望事項の処置方法の明確化、提言事項及び容易に消えない筆記具を用いた記録作成の徹底が上げられる。定期監査における参考コメントを前向きに捉え、日常業務に反映している状況はPDCA展開の観点からも評価できるものである。

以上

添付-1

平成 20 年度第 2 回定期監査

埋設事業部に関する監査結果  
(部署別の詳細版)

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「埋設事業部」No. 1)

被監査部門	埋設事業部 埋設計画部 計画G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成21年 2月 5日	
<b>(文書監査)</b>		①教育・訓練要領 (E53001-003-06)
計画Gが所管する「教育・訓練要領」を対象としたが、聞き取りの結果、品質システムに影響する変更はないことを確認した。		
<b>(実地監査)</b>		
<p><b>1. 事業部長レビュー</b></p> <p>2008年度経営方針ならびに品質方針を受け、埋設事業部運営方針が策定されている。2008年度の運営方針は、2007年度の方針を受け決定されている。埋設事業部長レビューは、第1回(平成20年7月中旬～8月初旬)、第2回(平成20年10月21日～23日)が実施されている。当該のレビュー記録を閲覧することにより、下記に示す計画Gの主要業務が着実に進歩している状況を確認した。</p> <p>* <u>1, 2号埋設の効率的運用</u>、* <u>埋設事業の将来を担う人材育成</u>、 * <u>小集団活動の実施状況、その他</u></p>		②2008年度 埋設事業部運営方針 ③2008年度 埋設計画部業務計画 ④2008年度 第1回マネジメントレビュー議事録 ⑤2008年度 第2回マネジメントレビュー議事録  ⑥埋設事業部 小集団活動発表・選考会次第  ⑦指導・推進タスク活動報告書(2008.9.5)  ⑧2009年度要員計画の策定依頼について(回答)(2008.9.29)
<p><b>2. 小集団活動</b></p> <p>計画Gは埋設事業部の小集団活動の事務的機能を担っている。現在は8チームが活動を行っており、平成21年1月15日に埋設事業部 小集団活動発表会が開催され、「教育・訓練実績の管理」をテーマとした活動が第1位となつた。これは、埋設事業部内の保安教育の受講・実績管理システムの構築に係るものであり、業務に密着した有意義な活動である。</p> <p>また、小集団活動の活性化を図るため、指導・推進タスク会議が開催されており、事業部長も活動現場に同席されるなど、活性化に向けて積極的な活動が展開されていることを確認した。</p>		
<p><b>3. 要員計画</b></p> <p>室部門(経営企画室、業務管理室)からの依頼を受け、計画Gでは埋設事業部における2020年までの要員計画を策定し、事業部長承認の後、所管部門に回答している。</p>		
<p><b>4. 教育・訓練</b></p> <p>計画Gは、埋設事業部教育・訓練計画実施の事務局部門である。埋設事業部に必要な資格取得の推進及び部門間研修の実施の事務局として、2008年度埋設事業部教育・訓練計画を立案し、事業部長承認の後、各部門に当該計画が通知されている。主な教育訓練の目的として、第一種放射線取扱主任者等の資格取得の推進がある。また、サンプリング抽出した安全評価研修の実施状況では、教育終了後、受講者は教育・訓練報告書を作成し、上長が教育・訓練の有効性評価を行うなど有益な処置が行われていることを確認した。</p>		⑨2008年度埋設事業部教育・訓練計画 (2008.4.18)  ⑩2008年度安全評価研修の実施結果について (2008.10.9)
<p><b>5. 内部監査</b></p> <p>計画Gに対して実施された内部監査において提起された要求事項(ISO9001:2000規格の7.4.3項「購買製品の検証」に係るもの)に対する是正処置は、是正処置要求書(兼回答書)を用いて、是正処置計画の立案、処置報告がなされ、主任監査員による処置の妥当性確認が行われる等、適切な対応がなされていることを確認した。</p>		⑪是正処置要求書(兼回答書)(埋事K20-1-6)  ⑫計画グループの業務分担について (H53001-08-001-03)
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>上記の監査範囲において、計画Gの品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「埋設事業部」No. 2)

被監査部門	埋設事業部・安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 21年 2月 5日		
<b>(文書監査)</b>			
<p>下記規定類の改正が実施されていることを確認した。規定類の改定を小集団活動のテーマとして数年来継続して取り込み、埋設事業部の規定類見直しの意識付けに注力されていることは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質方針管理要領：業務目標の達成度を評価しやすいように見える化</li> <li>・廃棄物埋設施設品質保証計画運用要領：事業部内監査における観察/要望事項の処置を具体的に記載 (LRJの提言事項が前向きに採用された)</li> <li>・不適合管理実施要領：人的過誤に係る直接原因分析実施要則の制定による改正及び社外事象に起因する不適合は不具合事象として扱う旨を記載</li> </ul>			
<b>(実地監査)</b>			
<p><b>1. トップマネジメントレビューおよび事業部長レビュー</b></p> <p>2008年度の事業部長レビューおよびトップマネジメントレビューの議事録等から、業務目標および保安に関する品質保証活動が順調に推進されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回の社長コメント（人的資源）に対するフォロー報告</li> <li>・事業部長から2件の指示事項</li> </ul>			
<p><b>2. 内部監査結果</b></p> <p>H20年度の内部監査は計画書に基づき実施され、提起された要望/観察事項は規定に従って、まとめ表で管理されていることを右記記録によって確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査方針、注力点、留意点が監査チームに的確に情報伝達されている。</li> <li>・内部監査員認定者リストによって監査リーダー、監査員の資格を確認</li> <li>・監査員候補の育成が実施されている</li> <li>・計画グループ、運営課の監査記録を確認</li> <li>・監査記録には、監査目的、監査所見等が克明に記録されている</li> </ul> <p>監査に当たって、監査チームは周到な事前準備を行っており、品質保証体制の改善に有効に寄与する監査が計画されているかを確認した。</p> <p>監査は、各部門から選抜された監査員による監査チームが行うこととなるが、監査への参画を通じ、品質保証に対する有益な体験を得ることができ、結果として、各部門でのQMS改善活動を遂行する上で有益であると理解する。</p>			
<p><b>3. 内部監査受審結果</b></p> <p>品質保証課に対する内部監査状況を右記記録によって確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査実施に当たって、その客觀性および公平性（監査メンバー、計画書作成等）が確保されていることを確認した。要望事項1件</li> <li>・品質保証室による埋設事業部への内部監査 良好事例4件、提言事項1件</li> </ul> <p><b>4. 不適合・不具合管理</b></p> <p>不適合事象（廃棄物埋設確認申請書（充填固化体）の記録誤り）が1件発生している。トラブル検討会等で審議され、原因究明および予防対策が実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外電力会社に起因した不適合であり、詳細は運営課監査報告参照。</li> <li>・他の不具合事象についても適切なフォロー管理がなされている。</li> </ul> <p><b>5. 小集団活動</b></p> <p>規定類の定期レビューのあり方をテーマに活動中。埋設事業部内の主要な規定類の改定周期を分析し、将来文書管理マニュアルを改定予定。</p>			
<b>(第三者監査所見)</b>			
<p>上記の監査範囲において、品質保証課は品質保証体制の改善に継続して注力しており、埋設事業部の品質保証の要として良好に機能していると判断する。</p>			

## 平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「埋設事業部」No.3)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成21年 2月 5日	N
<b>(文書監査)</b>		①廃棄体確認要領 (E51802-003-5) ②廃棄物埋設施設埋設管理要領(E51802-001-19) ③廃棄物埋設施設保守管理要領(E51802-004-01)
<b>(実地監査) [現場監査を含む]</b>		④運営課の技術・技能認定表(2009. 1. 22)
<b>1. 廃棄体の外観検査</b> 低レベル放射性廃棄体の外観検査作業状況について現場監査を行った。検査は、制御室内検査デスク盤から遠隔カメラ等による合否判定が実施されている。 今回の現場監査より、下記事項を確認した。 ①検査に係る要員は、担当業務に対する資格要件を満足している。 ②業務担当要員は事前に課長承認がなされた業務分担指示を確実に受けている。 ③外観検査は、2名によるチェック体制が確立しており、チェックシート等も適切な形式のものが用いられている。 ④室内には、最新版の手順書等が準備されており、リストによる最新版管理が確実に実施されている。 ⑤必要情報(保守・点検等の実施状況)は室内に掲示されており、適切な業務活動が行われている。		⑤例えば 運転管理班実施マニュアル(G51802-027-07)
<b>2. 要員の力量管理</b> 運営課業務に関する資格要件は、右記の手順書中に規定されている。本手順書中には運営課に必要な資格及び資格認定基準が明確に示されている。本基準に従った認定書が確実に作成され、課長承認が行われた運営課員の技術・技能認定リストも完備されていることを確認した。		⑥運営課教育・訓練及び資格認定手順書 (G51802-040-05)
<b>3. 不適合への対応</b> 電力会社における搬出検査装置の表面線量当量率の演算プログラムに使用する設定値の一部に誤りが認められた。これにより、廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に不適合が生じていると判断したことから、不適合処理が実施されている。これに関連し、運営課長名で関連する電力会社に対して使用されている検出装置の健全性確認の依頼が行われた。その結果、複数の電力会社申請データ等に誤りのあることが判明し、その対応が速やかに実施されている。この経緯を踏まえ、記録修正がなされているが、その結果は運営課長承認のもと、廃棄物取扱主任者の確認がなされている。 また、今後、廃棄体監査員が電力会社への監査実施に際して、同様の事象が生じないように、監査時の留意事項をガイドラインに追記されていることを確認した。 本事象は、JNFLに起因して発生した不適合ではないが、速やか、かつ的確な不適合処置が行われたことは大いに評価できるものである。		⑦廃棄体確認監査に係る監査リーダー、監査員の資格認定管理表 (2008. 12. 10)  ⑧不適合管理報告書(埋事業事例NCR-19-001)  ⑨低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の健全性の確認について (依頼)(S51802-07-A145)  ⑩監査ガイドライン (G51802-073-01)

#### 4. 廃棄体検査記録

上述した廃棄体の検査記録は、整理番号、申請書番号及び検査結果が記載されたリストとして取りまとめられるとともに、制御室内検査デスク盤においてチェックされた元データも合せて添付されており、検査の信頼性を高めている。当該検査結果は、保安規定に基づく記録であり、運営課長の承認及び廃棄物取扱主任者の確認が行われていることを確認した。

⑪廃棄体監査結果(2号用)  
(2008. 12. 4)

#### 5. 計測機器の点検

運営課が所管する作業に用いる計測機器からサンプリング抽出したエリアモニタ設備の点検状況を確認した。エリアモニタは、確実に定期点検が行われており、その精度は判定基準を満足していることを記録により確認した。この結果は、運営課長承認及び廃棄物取扱主任者に報告されている。

⑫放射線測定器類点検結果  
(エリアモニタ設備)

#### 6. 協力会社に対する管理

運営課より保守点検業務が協力会社へ委託されていることから、当該調達プロセスの実施状況を監査対象とした。

##### ①調達先評価

調達先評価表及び付帯資料が適切に作成されている。委託希望会社に対する業務実績、経営状態、技術能力及び品質保証体制等を勘案し、推薦可との判断は適切である。

⑬調達先評価表(2008年度  
設備総合保守点検業務)

##### ②業務指示

依頼業務に対して、課長承認が行われた仕様書が適切に作成されていることを確認した。

⑭低レベル放射性廃棄物  
埋設センター 2008年度  
設備総合保守点検業務仕  
様書 ( H51802-07~ 仕  
017-00)

##### ③業務管理

日々の業務は、業務日報により当日業務の実施内容及び明日の業務予定が協力会社より提出され、運営課担当者の確認及び課長承認が確実に実施されている。

⑮業務日報(2008年度設備  
総合保守点検業務)  
(2009. 1. 20分)

#### (第三者監査所見)

現場監査を含めた上記の監査範囲において、運営課の品質システムは非常に良好に機能していると判断する。

## 平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果（「埋設事業部」No. 4）

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設技術課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 21 年 2 月 5 日	H
(文書監査)		
保安規定との整合性を明確にするために、廃棄物埋設施設 保安教育実施要領の改正が行なわれている。保安教育実施に係る要領の記載内容が一部不適切であったのが改正の発端であるが、不具合処理を適切に実施しつつ、保安教育実施要領の改正が実施されている。これも PDCA 展開の改善活動として見なし得る。実地監査で実行状況を確認した。		①廃棄物埋設施設 保安教育実施要領 (E51801-002-28) ②不具合処理票 (G50052-006-02)
改正理由		
<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定との名称整合</li> <li>保安教育項目、時間延長、対象者の見直し</li> <li>保安組織外の部署が所管する請負事業者の扱い明記 等</li> </ul>		
<b>(実地監査)</b>		
<b>1. トップマネジメントレビューおよび事業部長レビュー</b>		③2008 年度センター業務実施状況報告（保安活動） ④2008 年度第 2 回 TMR の結果の記録 (品証 B2-08-025-R00)
第 2 回トップマネジメントレビューおよび事業部長レビューが実施され、業務目標が順調に進捗して達成度も良好であることを右記資料で確認した。社長指示事項（トラブル通報、事例集）に対しても、確実にフォローされている（下記 3 項反省会開催等）		
<b>2. 教育・訓練</b>		⑤保安教育実施報告書 (H21.1.16~22) ⑥同上テキスト
埋設技術課はセンター保安教育、防災・消防教育、公害防止教育等の推進と実施の事務局の役割を有している。前述の保安教育に関する不具合事象は生じているが、役割を積極的に遂行していることを右記記録等で確認した。		⑦埋設事業部教育・訓練報告書(H20.5.22~23)
<ul style="list-style-type: none"> <li>小集団活動を通じた教育訓練実績管理手法の改善（進捗中）</li> <li>保安教育テキストの作成</li> <li>教育履歴管理システムへの登録</li> </ul>		⑧廃棄物施設トラブル兆候検討会運用マニュアル(G51801-030-01) ⑨同上検討会議事録 (H20.11.5、H20.5.28) ⑩打合議事録(H21.1.15) (トラブル通報)
<b>3. トラブル検討会およびトラブル兆候検討会</b>		⑪小集団活動：教育・訓練実績の管理
埋設技術課が事務局であるトラブル検討会およびトラブル兆候検討会の活動状況を右記記録で確認した。トラブル予防に向けた活動が継続されている。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>トラブル兆候検討会が H19.7 月に設置</li> <li>トラブル事例集作成</li> </ul>		
<b>4. ヒューマンエラー防止のための小集団活動</b>		
小集団活動として、教育訓練実績の管理が検討された。所管の教育項目が多岐にわたり、全部署を対象者に一元管理するために、システム構築、予定者抽出機能、周知・フォロー手順作成に取組んでいることを確認した。受講漏れの予防効果が期待される。全社大会に出場予定。		
<b>5. 内部監査の受審結果</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>要望事項 2 件</li> <li>フォロー実施</li> </ul>		
<b>(第三者監査所見)</b>		
上記の監査範囲において、埋設技術課メンバーが一体となって埋設センターの品質保証体制の改善(PDCA 展開)に注力しており、品質システムは良好に機能していると判断する。		

**平成 20 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者  
(埋設事業部)**

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
2月5日	9:30~10:00	全被監査部門	オープニングミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 事務局: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	濃縮・埋設事務所 1階 A会議室
	10:00~11:00	埋設計画部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	11:00~12:00	安全管理部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED]	
	13:00~15:30	低レベル放射性廃棄物埋設センター	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	15:30~17:00	低レベル放射性廃棄物埋設センター	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
2月6日	11:00~11:30	全被監査部門	クロージングミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 事務局: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	濃縮・埋設事務所 1階 A会議室

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。（日本原燃）